

# 介護電子媒体化ソフトについて

## 【本ソフトの利用にあたってのお願い】

- ・作成したデータは、媒体（FDまたはCD-R）で提出いただきます。  
提出前に「請求媒体変更届」にて請求方法の変更（請求媒体種類“FD”“CD”の  
どちらか）を本会へお届けください。
- ・福島県国保連合会においては主治医意見書料の請求は取り扱っておりません  
ので、本ソフトを使用して作成は行わないでください。

## 1. 概要

- 簡易な操作で請求明細書を作成するソフトを、事業所に無償で提供する。

- 作成可能な様式

- 居宅療養管理指導(様式第二)
- 福祉用具貸与(様式第二)
- 介護予防居宅療養管理指導(様式第二の二)
- 介護予防福祉用具貸与(様式第二の二)
- ~~主治医意見書料請求書(主治医意見書料の支払を保険者が委託して、国保連合会が処理している場合)~~ ← 福島県国保連合会では委託を受けていませんので作成しないでください

※様式第二・第二の二であっても上記サービス以外のデータは作成できませんのでご注意ください。